

インバウンド向けプロモーション事業 仕様書

1 業務名称

インバウンド向けプロモーション事業

2 事業目的

熊本県においては、台湾人観光客の増加が顕著になると見込まれているが、技能実習生の要件が緩和され、アジア圏の来熊の増加も予想されている。インバウンド向けに「観光地」としての認知を高めるためには、水俣市の魅力的な観光スポットを多言語で打ち出す必要がある。

また、近年の観光ニーズに応じた「旅行の目的地」となり、滞在時間の延長による観光消費の増加を促すことを目的とする。

3 委託業務内容

(1) KOLによる情報発信

事前調査により、インバウンド受けする「水俣」らしさを洗い出し現地取材を経て2回情報発信する。

(2) 動画配信

KOLの取材案件以外について、事前調査及び現地取材を通して動画を編集し、配信を行う。

(3) 広告配信

ターゲットとするインバウンドのエリアにおいて、大型連休等の海外旅行の機運が醸成されるタイミングで「水俣市」を紹介する広告配信を行う。

(4) ランディングページの作成

水俣市が運営している観光サイト「でかくっか水俣」のページ内にインバウンド向けのランディングページを作成する。

4 契約期間

契約締結日から令和8年2月13日（金）まで

5 業務完了報告書の提出

受託者は、事業の結果を取りまとめた業務完了報告書を作成し、提出後に検査を受けること。

(1) 提出物 業務完了報告書 A4用紙及び電子データ（メールまたはUSB）※業務に関して作成した全ての成果物（作成した広報物データ、当日の写真や映像データなどUSBメモリー等に格納して提出すること。

(2) 提出先 水俣市産業建設部経済観光戦略課観光交流推進係

(3) 提出期限 令和8年2月18日（水）

6 その他

- (1) 本業務の遂行にあたっては、委託者である市との打合せを綿密に行い、円滑な実施に努めるものとする。
- (2) 本業務の主たる部分を第三者に委託してはならない。ただし、業務を円滑かつ効果的に実施するため、市の承諾を得たときは、この限りではない。
- (3) 受託者は、本業務を通じて知り得た個人情報についてはその保護に努め、委託業務の用途以外に使用しないこと。
- (4) 本仕様書に記載のない事項及び業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、その都度市と協議を行い、指示に従うこと。
- (5) 成果物については、可能な限り「水俣芦北地域振興計画に基づく地域振興事業として、(公財)水俣・芦北地域振興財団助成により実施」との表示をすること。